第４６回大阪府環境審議会（H24.11.19開催）

大阪府環境審議会の新たな部会の設置及び部会の統合について（資料７－１）より抜粋

**参考資料１**

大阪府環境審議会の新たな部会の設置について

１．会議体の見直しに関する新たな部会の設置について

（１）会議体の設置に関する全庁的見直しについて

府の全庁的な方針として、他の地方公共団体等での住民訴訟や住民監査請求

（下記※）の状況を踏まえ、規則や要綱で設置している会議体の見直しを実施。

※　規則や要綱に基づく会議体について、実質的に地方自治法第138条の４第3項に定める附属機関であるにも関わらず、条例で設置されていないとして違法と判断され、それに伴う委員謝礼等の公金支出についても違法とし、首長に賠償命令を課す事例が出ている。

地方自治法138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（２）新たな部会設置について

附属機関として設置することが適当とされた会議体のうち、また、その審議事項が、大阪府環境審議会での審議事項として該当する会議体及び、今後の対応については以下①、②のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 附属機関として設置することが適当とされた会議体 | 今後の対応（案） |
| ①　大阪府地球温暖化対策推進委員会　　　（所管室課　みどり都市環境室）＜審議事項＞・地球温暖化対策実行計画の進行管理に関すること。・温暖化防止条例第２９条による顕彰の実施に関すること。 | 温暖化対策部会を新規設置運営要領（案）：資料７－２ |
| ②　大阪府リサイクル製品認定審査委員会　（所管室課　循環型社会推進室）＜審議事項＞・循環型社会形成推進条例第１２条に規定する再生品の認定等の調査審議に関すること。 | リサイクル製品認定部会を新規設置運営要領（案）：資料７－３※認定に関する専門的審議であり、年２回の定期的な対応が必要とされることから、「部会での決議事項」 を設ける。 |